

(仮訳)

保健省告示(第 199 号)2000 年と保健省告示(第 454 号)2024 年、件名「ナチュラルミネラルウォーター」との比較表

保健省告示第 199 号	保健省告示案	見直しの理由
保健省告示、件名「ナチュラルミネラルウォーター」を見直すことが適切であるため、タイ王国憲法の第 35 条、第 48 条及び第 50 条に関して、第 29 条で法律条項に基づく権限により実施できると規定されている人の権利及び自由の制限に関する条項が含まれる 1979 年食品法の第 5 条、及び第 6 条の(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(10)の権限に基づき、保健大臣が以下の通り告示する。	ナチュラルミネラルウォーターに関する保健省告示を見直すことが適切であるため、1979 年食品法の第 5 条の第 1 段落、及び第 6 条の(3)、(5)、(6)、(7)、(10)の権限に基づき、保健大臣が以下の通り告示する。	憲法に基づく権利・自由の制限の文言を削除する
第 1 条 1992 年 9 月 30 日付の保健省告示第 146 号(1992 年)、件名「ミネラルウォーター」を廃止する。	第 1 条 2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 199 号)2000 年、件名「ナチュラルミネラルウォーター」を廃止する。	従来版の保健省告示を廃止するため
第 2 条 密閉容器入りナチュラルミネラルウォーターを品質又は規格指定食品とする。	第 2 条 密閉容器入りナチュラルミネラルウォーターを品質規格管理食品とする。	-
第 3 条 ナチュラルミネラルウォーターとは、自然に湧き出る地下水源から得られ、当該水源に対する特性に応じた各種ミネラルを含むナチュラルミネラルウォーターを指す。	第 3 条 本告示における用語の意味は以下の通りとする。 「ナチュラルミネラルウォーター」とは、天然の地下水源から得られ、当該水源の特性に応じて溶けている健康に資する重要な各種ミネラルを含み、かつ品質改善以外のいかなる工程も経ていない水を指す。	Natural Mineral Water の定義をより明確にするため、以下の定義を参照。 1. CODEX STAN 108-1981, Amended in 2019 2. タイ工業製品規格「ナチュラルミネラルウォーター」(TIS 2208-2564) 及び 3. 地下水法

保健省告示第 199 号	保健省告示案	見直しの理由
-	第 4 条 ナチュラルミネラルウォーターを以下の 5 種類に分類する。 (1) 天然炭酸入りナチュラルミネラルウォーター(naturally carbonated natural mineral water)とは、封入後に当該の天然水源に含まれる量と同じ又はそれに近い量の、天然水源由来の二酸化炭素ガスが含まれているナチュラルミネラルウォーターを指す。 (2) 脱炭酸ナチュラルミネラルウォーター(decarbonated natural mineral water)とは、封入後に当該の天然水源に含まれる量より少ない二酸化炭素ガスが含まれているナチュラルミネラルウォーターを指す。 (3) 非炭酸ナチュラルミネラルウォーター(non-carbonated natural mineral water)とは、封入後に、水に含まれる炭酸水素塩を溶かすほどの量の二酸化炭素ガスが含まれていないナチュラルミネラルウォーターを指す。 (4) 源泉の二酸化炭素で強化したナチュラルミネラルウォーター(natural mineral water fortified with carbon dioxide from the source)とは、封入工程で天然水源由来の二酸化炭素ガスを添加し、封入後に当該の天然水源に含まれる量より多い二酸化炭素ガスが含まれているナチュラルミネラルウォーターを指す。 (5) 炭酸入りナチュラルミネラルウォーター(carbonated natural mineral water)とは、封入工程で別の源泉からの二酸化炭素ガスを添加したナチュラルミネラルウォーターを指す。	ミネラルウォーターの種類を規定し、ラベル上に種類を明確に表示する。 1. CODEX STAN 108-1981, Amended in 2019 及び 2. タイ工業製品規格「ナチュラルミネラルウォーター」(TIS 2208-2564)
第 4 条 ナチュラルミネラルウォーターの製造は、当該の天然水源の近くでのみ行うこと。その場合、封入前の製造工程を経てもよいが、以下の製造工程に従うこと。	第 5 条 ナチュラルミネラルウォーターの品質改善及び封入は、当該のナチュラルミネラルウォーター水源の近くでのみ行うこと。ただし、汚染を生じさせない又はナチュラルミネラルウォーターの重要化合物を変化させ	学問的には沈殿を意味しないが、沈殿物からの液体の分離を意味する“decantation”という言葉の定義を見直す(地下水資源局による見解)

保健省告示第 199 号	保健省告示案	見直しの理由
(1) ナチュラルミネラルウォーター中のガス量の調整 (2) 鉄、マンガン、硫黄、ヒ素の化合物など、不安定な化合物の除去。沈殿法(decantation)及び/又は濾過法(filtration)のみにより除去すること。なお、除去の前に必要に応じて沈殿及び/又は濾過を加速するために通気(aeration)を行ってもよい。 第1段落に基づきミネラルウォーターを製造する場合、ナチュラルミネラルウォーターの重要化合物を変化させてはならない。	ない密閉パイプシステムを通じてナチュラルミネラルウォーターの水源からナチュラルミネラルウォーターが送られてくる場所で行う場合を除く。 第6条 第5条に基づきナチュラルミネラルウォーターの品質を以下により改善する場合、ナチュラルミネラルウォーターの重要化合物であるミネラルを変化させてはならない。 (1) ナチュラルミネラルウォーター中のガス量調整 (2) 沈殿物からの液体の分離(decantation)、濾過(filtration)又は2つの方法の併用による、鉄、マンガン、硫黄、ヒ素の化合物など、不安定な化合物の除去。その場合、必要に応じて沈殿物からの液体分離を加速させるために、通気(aeration)を行ってもよい。	
第5条 ナチュラルミネラルウォーターは、以下の品質又は規格を満たすこと。	第7条 ナチュラルミネラルウォーターは、以下の品質又は規格を満たすこと。	
(1) 透明で、沈殿物がない。	(1) 透明で、沈殿物がない	-
(2) ナチュラルミネラルウォーター中のミネラルは、以下の通り体に有害でない量であること。	(2) ナチュラルミネラルウォーター中のミネラルは、以下の通り体に有害でない量であること。	-
(2.1) 銅は 1mg/l以下	(2.1) 銅(copper)は 1mg/l以下	-
(2.2) マンガンは 2mg/l以下	(2.2) マンガン(manganese)は 0.4mg/l以下	CODEX STAN 108-1981, Amended in 2019 に基づき値を低く見直す
(2.3) ホウ酸塩はホウ素換算で 5mg/l以下	(2.3) ホウ酸塩(borate)はホウ素(boron)換算で 5mg/l以下	-
(2.4) ヒ素は全ヒ素換算で 0.05mg/l以下	(2.4) 全ヒ素(total arsenic)は 0.01mg/l以下	CODEX STAN 108-1981, Amended in 2019 に基づき値を低く見直す
(2.5) バリウムは 1mg/l以下	(2.5) バリウム(barium)は 0.7mg/l以下	CODEX STAN 108-1981, Amended in 2019 に基づき値を低く見直す

保健省告示第 199 号	保健省告示案	見直しの理由
(2.6) カドミウムは 0.003mg/l 以下	(2.6) カドミウム(cadmium)は 0.003mg/l 以下	-
(2.7) クロムは全クロム換算で 0.05mg/l 以下	(2.7) 全クロム(total chromium)は 0.05mg/l 以下	-
(2.8) 鉛は 0.01mg/l 以下	(2.8) 鉛(lead)は 0.01mg/l 以下	-
(2.9) 水銀は 0.001mg/l 以下	(2.9) 水銀(mercury)は 0.001mg/l 以下	-
(2.10) セレンは 0.05mg/l 以下	(2.10) セレン(selenium)は 0.01mg/l 以下	CODEX STAN 108-1981, Amended in 2019 に基づき値を低く見直す
(2.11) 硝酸塩は硝酸塩換算で 50mg/l 以下	ミネラルでないため(3.2)項に移行して記述する	-
(2.12) アンチモンは 0.005mg/l 以下	(2.11) アンチモン(antimony)は 0.005mg/l 以下	-
(2.13) ニッケルは 0.02mg/l 以下	(2.12) ニッケル(nickel)は 0.02mg/l 以下	-
(3) 以下の規定値以下の不純物の検出は可	(3) 以下の不純物の検出の規定値を超えてはならない	-
(3.1) シアン化物は 0.07mg/l 以下	(3.3) シアン化物(cyanide)は 0.07mg/l 以下	-
(3.2) 亜硝酸塩は亜硝酸塩換算で 0.02mg/l 以下	(3.1) 亜硝酸塩(nitrite)は亜硝酸塩換算で 0.1mg/l 以下	CODEX STAN 108-1981, Amended in 2019 に基づき値を見直す
(2.11) 硝酸塩は硝酸塩換算で 50mg/l 以下	(3.2) 硝酸塩(nitrate)は硝酸塩換算で 50mg/l 以下	-
-	(3.4) 臭素酸塩(bromate)は 10 μ g/l 以下	カンニカー、チッティヤサラー及びそのグループの汚染状況の研究結果(2020)を参照し、WHO, Drinking water 2022(第 36-2/2566 回会議でのオ.ー9 決議)を参照して ML 値を規定する

保健省告示第 199 号	保健省告示案	見直しの理由
(3.5) 界面活性剤(surface active agents)が検出されない	(3.5) 界面活性剤(Surface active agents)が検出されない	-
(3.6) 鉱物油(mineral oil)が検出されない	(3.6) 鉱物油(Mineral oil)が検出されない	-
(3.3) 殺虫剤が検出されない (3.4) ポリ塩化ビフェニル(polychlorinated biphenyls)が検出されない (3.7) 多核芳香族炭化水素(polynuclear aromatic hydrocarbon)が検出されない	(3.7) 殺虫剤(pesticide)、ポリ塩化ビフェニル(polychlorinated biphenyls: PCBs)又は多核芳香族炭化水素(polynuclear aromatic hydrocarbons: PAHs)が、国家環境保全推進法に基づき公布する、地下水の水質基準に関する国家環境委員会告示の規定値以下	1. 規定する場合は殺虫剤、PCB 及び PAH を検査し、種類及び量も特定することを提言した関係者の意見を検討した、第 36-2/2566 回会議のオー.9 決議に基づき見直す 2. ナチュラルミネラルウォーターも含む、飲用のための地下水に対する上記 3 グループの汚染物質の種類及び量を規定した国家環境委員会告示第 20 号に基づく
(4) 微生物面の特性 (4.1) MPN 法により検出される大腸菌が 2.2/mℓ未満	(4) 微生物面の要件 (4.1) ナチュラルミネラルウォーター250mℓ中に大腸菌(coliforms)が検出されない	関係者の意見を順に求めたところ、CXC 33-1985 を参照して微生物面の要件を追加する要望があった。いずれせよ、第 6-1/2566 回会議のオー.7 に基づき、12 時間という所定の時間内の aerobic mesophilic count 及び heterotrophic plate count による検査分析は、微生物形成で実施上の問題があると判断された。このグループの微生物は病原体ではないが、保健衛生面の指標となる微生物で、重要な仲間に大腸菌(coliforms)があり、これについては(4.1)項で検査分析要件を設けている。よって見直しが適切だと考える
(4.2) E コリ (<i>Escherichia coli</i>)が検出されない	(4.2) ナチュラルミネラルウォーター250mℓ中に E コリ (<i>Escherichia coli</i>)が検出されない	
-	(4.3) ナチュラルミネラルウォーター250mℓ中に腸球菌属(Enterococci)が検出されない	
-	(4.4) ナチュラルミネラルウォーター50mℓ中に孢子形成性亜硫酸塩還元嫌気性菌(spore-forming sulphite reducing anaerobes)が検出されない	
-	(4.5) ナチュラルミネラルウォーター250mℓ中に緑膿菌(<i>Pseudomonas aeruginosa</i>)が検出されない	

保健省告示第 199 号	保健省告示案	見直しの理由
(4.3) 病原体が存在しない	(4.6) 病原体に対する食品規格に関する保健省告示の要件に適合する他の病原体が存在しない	見直してより明確にする
-	第 8 条 食品添加物の使用を、食品添加物に関する保健省告示に適合させる。	食品添加物に関する保健省告示に基づきナチュラルミネラルウォーターへの使用が許可される FA は現在 CO ₂ ガス 1 種類しかいないため、CODEX STAN 108-1981, Amended in 2019 に適合させる
第 6 条 販売用のナチュラルミネラルウォーターの製造者又は輸入者は、食品の製造及び保存におけるツール、用具の製造方法に関する保健省告示を順守すること。	第 9 条 販売用のナチュラルミネラルウォーターの製造者又は輸入者は、必要に応じて病原体による再汚染を防ぐために、紫外線による、又は当該水源の特性に基づくミネラル又は他の成分の量を変化させない同様の他の方法による殺菌工程を経た、食品の製造及び保存におけるツール、用具の製造方法に関する保健省告示を順守すること。	現在多くの国で封入前の再汚染を防ぐための殺菌が許可されていることから、必要に応じて適切に見直す
第 7 条 ナチュラルミネラルウォーターの容器を使用する場合、容器に関する保健省告示を順守する以外に、ナチュラルミネラルウォーターの容器は以下のいずれかの特徴を有すること。 (1) 容器は蓋又はコルク栓付きで、容れたら密閉する、又は蓋若しくはコルク栓とボトル又は容器との間の周囲を封印すること。 (2) (1)に基づく容器に該当しない密閉容器である	第 10 条 ナチュラルミネラルウォーターの容器を使用する場合、容器の品質又は規格に関する保健省告示を順守する以外に、容器を不純物の混入又は汚染を防止できるよう密閉すること。	従来の文言は、蓋があるだけではなく、ボトルの蓋をさらに覆うプラスチックの小片(Cap seal)がなければならないと理解できるので、見直してより明確にする

保健省告示第 199 号	保健省告示案	見直しの理由
第 8 条 ナチュラルミネラルウォーターのラベル表示 (1) ラベルに関する保健省告示を順守すること。ただし、ナチュラルミネラルウォーターの名前を使用するには、以下に従うこと。 (1.1) ナチュラルミネラルウォーターの名前に当該のナチュラルミネラルウォーターが存在する水源を表示すること。その場合、商標名を付しても付さなくてもよい。<u>またナチュラルミネラルウォーターに関する FAO/WHO, Codex 規格及びその改正増補版に基づくナチュラルミネラルウォーターのガス量の調整を示す名前を添えてもよい</u> (2) 重要なミネラルの種類を表示する (3) 第 4 条の(2)に基づく工程を経る目的を表示する(もしあれば) (4) 白地の、赤い四角の枠内に、高さ 2mm 以上の文字ではっきりと見えるように、以下の警告を表示する。ナチュラルミネラルウォーター1 リットル中に1mg/lを超える量のフッ化物が含まれるナチュラルミネラルウォーターに対して「フッ化物が含まれる」及び2mg/lを超える量のフッ化物が含まれるナチュラルミネラルウォーターに対して「本製品は乳児及び7歳未満の子供に適さない」という文言を追加すること。 (5) 容器の蓋以外の容器の部分にタイ語で、恒久的に、はっきりと見える文言を付すこと。なお、外国語を併記してもよい。	第 11 条 ナチュラルミネラルウォーターのラベル表示 (1) 容器入り食品のラベル表示に関する保健省告示を順守すること。ただし、食品名に「ナチュラルミネラルウォーター」という文言を表示すること。その場合、商標名を付しても付さなくてもよい。 (2) 第 4 条に基づくナチュラルミネラルウォーターの種類を表示する (3) ナチュラルミネラルウォーターの水源を特定する (4) 重要なミネラルの種類を表示する。なお、当該水源の特性に応じた他の成分も表示してよい (5) 第 5 条に基づく品質改善方法又は第 9 条に基づく殺菌方法を表示する(もしあれば) (6) 白地の、赤い四角の枠内に、高さ 2mm 以上の文字ではっきりと見えるように、以下の通り警告表示する (6.1) 1mg/lを超える量のフッ化物が含まれるナチュラルミネラルウォーターに対して「フッ化物が含まれる」という文言 (6.2) 1.5mg/lを超える量のフッ化物が含まれるナチュラルミネラルウォーターに対して「本製品は乳児及び7歳未満の子供に適さない」という文言	1. FAO/WHO, Codex 規格に基づき、ナチュラルミネラルウォーターのガス量の調整を示す名前を添える代わりに、ナチュラルミネラルウォーターの種類を表示するという見直しを行い、より明確にする 2. 2024 年 5 月 1 日の食品委員会第 4-2/2567 回決議に基づき、フッ化物に対する警告を残す
-	第 12 条 ナチュラルミネラルウォーターのラベル上の文言、及びラベル上の広告表示は、以下の特徴に該当しないこと。 (1) 当該のナチュラルミネラルウォーターは、病気の処置、軽減、治療又は予防能力があると理解させる。	CODEX STAN 108-1981, Amended in 2019 に基づき禁止文言を追加する

保健省告示第 199 号	保健省告示案	見直しの理由
	(2) ナチュラルミネラルウォーターを、いずれかの地方、ムーバーン又は場所の水源から得ていないにも関わらず、それらの名前をナチュラルミネラルウォーター名又は商標名の一部に使用する。 (3) 当該のナチュラルミネラルウォーターの天然性、発生源、組成又は特性に関して誤解を生じさせるような文言、図その他	
第 9 条 1992 年 9 月 30 日付の保健省告示第 146 号(1992 年)、件名「ミネラルウォーター」に基づき、本告示の施行日前に発行された食品レシビ登録証明書、又は食品ラベル使用証明書は、本告示の施行日から 2 年間引続き使用できる。	第 13 条 本告示の施行日前に、2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 199 号)2000 年、件名「ナチュラルミネラルウォーター」の条件に基づき許可を取得した、湧き水又はスプリングウォーター(spring water)を含む、販売用のナチュラルミネラルウォーターの製造者、輸入者は、引続き販売できるが、本告示の施行日から 2 年以内とする。	事業者への影響を低減するために、従来要件に基づくラベル及び品質又は規格の使用の 2 年間の延長を認める
第 10 条 本告示の施行日前に許可を取得しているナチュラルミネラルウォーターの製造者又は輸入者が、本告示の施行日から 1 年以内に食品登録番号の取得を申請する場合、当該の申請書を提出する時に、本告示の施行日から 2 年以内の第 6 条の順守義務の延長が認められ、残っている従来のラベルがなくなるまで引続き使用できる。ただし、本告示の施行日から 2 年以内とする。	第 14 条 ナチュラルミネラルウォーターによる水が、本告示の施行日前に、2000 年 9 月 19 日付の保健省告示(第 199 号)2000 年、件名「ナチュラルミネラルウォーター」の条件に基づき許可を取得している湧き水又はスプリングウォーター(spring water)である場合は、本告示の施行日から 2 年以内に、密閉容器入り飲料水に関する保健省告示に基づき、項目の修正申請書を提出すること。当該の申請書を提出する時に、水源の特徴を識別するために、重要なミネラル、他の組成又は化学成分の種類のデータを表示すると共に、ラベル上で水源を特定できること。	ナチュラルミネラルウォーターとして許可を取得している Spring water は、密閉容器入り飲料水に関する保健省告示に適合するようラベルを是正し、かつ品質又は規格要件を是正すること。その場合、水源の特徴を識別するためのミネラル又は化学成分データの表示を引続き許可し、また水源を特定できること
第 11 条 本告示を、官報告示日の翌日から 180 日が経過した時に施行する。	第 15 条 本告示を、官報告示日の翌日から 180 日が経過した時に施行する。	事業者にナチュラルミネラルウォーターの要件、品質、規格を新要件(マンガン、ヒ素、バリウム、セレン)及び亜硝酸塩に適合するよう見直す時間を与えるために、官報告示から 180 日後を施行日と定める

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2024 年 10 月 1 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=679147258758963200&name=new-law-454-2.pdf>